



指定統計第67号
漁業センサス
農林水産省

様式調第11号

2003 年 漁 業 セ ン サ ス
流 通 加 工 調 査
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

平成15年11月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収など）に使用することはありません。

			大海区名		
〔指標欄〕	大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	事業所 一連番号
	名 称				
	番 号				

事業所名	
「本社名」及び「本社所在地」は、事業所が「本社」又は「本店」以外の場合のみ記入して下さい。	
本 社 名	
本 社 所 在 地	都道 府県 市区 町村

記入上の留意事項

- 1 この調査票は、事業所の方が直接記入していただくようお願いします。
- 2 記入に当たっては、「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入の仕方」の注意事項及び調査票に記載されている注意事項をよく読んで記入されるようお願いします。
- 3 調査票の内容については、本年（平成15年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。なお、過去1年間という場合は、平成14年11月1日から平成15年10月31日までを指します。
- 4 調査票への記入には、シャープペンシルか鉛筆を使用して下さい。
- 5 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右につめて記入して下さい。

次回、お伺いしますのは 月 日 ですので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。
なお、記入に当たって分からない点がありましたら、調査員におたずねください。

調査員氏名	
電話番号	

事業区分

冷蔵倉庫業のみを10馬力以上の製氷・冷蔵・冷凍施設で行っている事業所(自家用を含む。)	1	→	「 共通部分」及び「 冷凍・冷蔵工場」にお答え下さい。
冷蔵倉庫業のうち、生鮮水産物を凍結させる事業を10馬力以上の冷凍施設で行っている事業所(自家用を含む。)	2	→	「 共通部分」、「 冷凍・冷蔵工場」及び「 水産加工場」にお答え下さい。
冷蔵倉庫業のうち、生鮮水産物を凍結させる事業を10馬力未満の冷凍施設で行っている事業所(自家用を含む。)	3	→	「 共通部分」及び「 水産加工場」にお答え下さい。
水産加工を行い、製氷・冷凍・冷蔵施設を所有しない、又は、所有の冷凍・冷蔵庫が10馬力未満の事業所。	4	→	「 共通部分」及び「 水産加工場」にお答え下さい。
水産加工を行い、所有の製氷・冷凍・冷蔵施設が10馬力以上の事業所。	5	→	「 共通部分」、「 冷凍・冷蔵工場」及び「 水産加工場」にお答え下さい。

〔 〕 共通部分

識別コード 1

〔すべての事業所の方が記入して下さい。〕

1 事業所の形態について、いずれか一つに○印を記入して下さい。

会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」及び「合資会社」という文字を含みます。

個 人		1
会 社		2
組 合	水 産 業 協 同 組 合	3
	そ の 他	4
そ の 他		5

「その他」の内容を具体的に記入します。

2 過去1年間に営んだ事業について、該当するものすべてに○印を、「主とする事業」欄には、事業の収入が一番多かったものの番号(1～7のうち一つ)を記入してください。

冷 凍 ・ 冷 蔵 倉 庫 業		1
水 産 加 工 業		2
漁 業 ・ 養 殖 業		3
水 産 物 卸 売 業		4
水 産 物 仲 卸 (買) 業		5
水 産 物 小 売 業		6
そ の 他		7
主 と す る 事 業		

「その他」の内容を具体的に記入します。

3 11月1日現在の従業者数を記入して下さい。

(人)

従業者とは、賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人をいいます。
 なお、個人事業主及び無給の家族従業者も含まれます。

常 雇	男 性			
	女 性			
臨時雇 ・日雇	男 性			
	女 性			

4 貴事業所において、安全・品質確保のために導入した衛生管理施設への投資金額について、過去5年間の総額に該当する金額区分一つに○印を記入して下さい。

衛生管理施設とは、HACCP、一般衛生管理など食品の品質・衛生管理の向上を図ることを目的として整備された施設の事をいいます。具体的には、手洗い設備、長靴消毒槽、選別機、殺菌海水装置等が該当します。

100 万 円 未 満		1
100 万 ～ 500 万 円		2
500 万 ～ 1,000 万 円		3
1,000 万 ～ 5,000 万 円		4
5,000 万 ～ 1 億 円		5
1 億 円 以 上		6

〔 〕 冷凍・冷蔵工場

識別コード 2

事業区分で1、2または5に該当した事業所がお答え下さい。

1 冷凍・冷蔵庫の用途について、いずれか一つに○印を記入して下さい。

営業用とは、倉庫業法に基づき営業する事業所又は水産業協同組合及び中小企業等協同組合が、委託品を取り扱う場合をいいます。

営 業 用		1
自 家 用		2

2 過去1年間の冷凍・冷蔵庫の利用者について、該当するものすべてに○印を、「主な利用者」欄には、入庫量が一番多かった者の番号(1～8のうち一つ)を記入して下さい。

組合員は、水産業協同組合が事業として運営している冷凍・冷蔵工場を所属組合員が利用した場合をいいます。
 水産会社は、(株)極洋、マルハ(株)、日本水産(株)及び(株)ニチロの事業所が利用した場合をいい、これらの系列会社及びその他の水産会社は「その他」となります。
 自営品は、自家の水産物を保管する場合をいいます。

利 用 者	寄 託 品	水産業協同組合		1
		組 合 員		2
		水 産 会 社		3
		卸 売 業 者		4
		買 受 人		5
		加 工 業 者		6
		そ の 他		7
		自 営 品		8

(上記のうち、入庫が多かった者の番号を記入して下さい。)

主 な 利 用 者	
-----------	--

3 冷凍・冷蔵庫の各能力をトン単位で記入して下さい。

(トン/日)

製 氷 能 力							
---------	--	--	--	--	--	--	--

(トン)

冷 蔵 能 力							
うち、容積建保管契約分							
う ち 、 貯 氷 分							

(トン/日)

凍 結 能 力							
---------	--	--	--	--	--	--	--

〔 〕 水産加工場

識別コード 3

事業区分で、2 から 5 に該当した事業所の方が記入して下さい。

1 貴事業所で過去 1 年間に生産した水産加工品の種類について、該当するものすべてに○印を、「主な加工種類」欄には、年間販売金額が最も多い加工種類一つ（01～21のうち一つ）を記入して下さい。

水産加工品とは、水産物を主原料（水産物の原料割合が、50%以上のものをいう。）として製造された食品加工品、油脂、飼肥料及び生鮮水産物又は食用加工品を凍結した冷蔵水産物をいいます。

また、冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合についても、「水産加工品」の対象とします。

		営 々 だ 加工種類	
加 工 品 の 種 類	冷 凍 水 産 物	01	
	缶 ・ び ん 詰	02	
	ね製 り品	か ま ぼ こ 類	03
		魚肉ハム・ソーセージ類	04
	冷 凍 食 品	05	
	素 干 し 品	06	
	塩 干 品	07	
	煮 干 し 品	08	
	塩 蔵 品	09	
	く ん 製 品	10	
	節 製 品	11	
	そ食 の用	塩 辛 類	12
		水 産 物 漬 物	13
	調加 工 味品	水 産 物 つ く だ 煮 類	14
		乾燥・焙焼・揚げ加工品	15
		そ の 他	16
	の品 類	そ の 他	17
		寒 天	18
		焼 ・ 味 付 の り	19
		油 脂	20
		飼 肥 料	21
主 な 加 工 種 類			

2 過去 1 年間に水産加工品を製造した総日数を記入して下さい。

(日)

--	--	--	--	--	--	--	--

- 3 過去1年間に販売した水産加工品の総額に該当する金額区分一つに○印を記入して下さい。

100万円未満		1
100万～500万円		2
500万～1,000万円		3
1,000万～5,000万円		4
5,000万～1億円	○	5
1億～5億円		6
5億～10億円		7
10億円以上		8

- 4 貴事業所で使用している原材料の仕入れ先について、「仕入れ先」欄には該当するものすべてに○印を記入して下さい。
仕入れ先で「輸入品」に該当した場合は、「輸入品の仕入れ割合」欄に貴事業所で使用している原材料のうち、輸入品の占める割合を記入して下さい。

仕 入 先	国 産 品	市場の卸売業者	○	01
		仲卸問屋	○	02
		加工業者	○	03
		自家生産物	○	04
		漁業者	○	05
		その他	○	06
	輸 入 品	貿易商社	○	07
		市場の卸売業者	○	08
		仲卸問屋	○	09
		加工業者	○	10
		自社輸入	○	11
		その他	○	12

(割)

輸入品の仕入れ割合	○	
-----------	---	--

「その他」の内容を具体的に記入します。

- 5 水産加工品の出荷先について、該当するものすべてに○印を記入して下さい。

小売業者は、スーパー（量販店含む）や鮮魚商等へ出荷している場合をいいます。

直売所は、直売所や道の駅などで場所を借りて販売している場合をいいます。

自家販売は、自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいいます。

漁協の市場又は荷さばき所		1
漁協以外の卸売市場		2
流通業者・加工業者		3
小売業者		4
生協		5
外食産業・給食業者等		6
直売所		7
自家販売		8
その他		9

「その他」の内容を具体的に記入します。

- 6 魚類等^{ざんし}の残滓の再生利用への取組みについて、該当するものすべてに○印を記入して下さい。

魚類等 ^{ざんし} の残滓	工場で再生処理		1
	再生処理の業者に引き渡し		2
	廃棄処理の業者に引き渡し		3

魚類等^{ざんし}の残滓とは、選別・加工の段階で排出される雑魚、魚の内臓、貝殻などのことをいいます。